

EICC 移住および強制労働 - 「手数料の定義」 2015 年 6 月

定義：

外国からの移住労働者とは、特定の雇用目的のために、[採用されて] 母国から別の国に移住する個人を指します。[注意：後述するセクション I.A、I.B、II、および III の手数料ガイドランスのすべてが適用されます]

専門職従業員とは、通常の精神的労働、手作業による労働、機械的労働、または肉体労働とは異なる、性質の多様な知的労働に主に従事する者を指します。このような労働には、一貫して裁量や判断を行使することが必要とされます。また、一定期間に生産する成果物または達成する結果を標準化できないという性質があります。

範囲：

外国からの移住労働者の定義は、生産/時間給労働者に重点を置く VAP の手法に準じており、永住資格を有する労働者、または短期もしくは長期で海外派遣されている**専門職従業員**は含まれません。

総原則：**労働者は自身の雇用のための手数料を支払うことを要求されないものとします。**

補足的原則：

1. 対象となるすべての労働者は、いかなる時点においても、求人応募、求人、採用、配属、手続きに係る手数料（すなわち、セクション I.A に定める手数料）を支払うことを要求されません。
2. 対象となるすべての労働者は、申し込み後にいかなる手数料（すなわち、セクション I.A、I.B、または III に定める手数料）を支払うことを要求されません。
 - 例外 1：労働者が母国を離れる前に帰宅する場合、当該労働者はその費用を支払う責任を負います。
 - 例外 2：労働者が、雇用地に所在する当社を訪問して求人応募を開始した場合、当該労働者はセクション I.B に定める手数料（パスポート、ビザ、居住証明書、交通費等）の一部をすでに支払ったか、これから支払うことが見込まれます。この場合、雇用者は当該労働者の出身国、省、州、または地域で当該労働者に対する求人を行っていないため、当該労働者は上記手数料の支払いを求めないものとします。
3. 手数料が「手数料の定義」に明確に記載されていない場合、またはいかなるカテゴリにも該当しない場合は、外国からの移住労働者は、現地の労働者が支払わない手数料を一切支払わないものとします。
4. 労働者は、面接の準備のための基本的な費用（履歴書の準備、写真、既存の書類および証明書のコピー、雑費等）を支払う場合があります。

採用に関する手数料についての VAP のガイダンス

I. 2016 年 1 月 1 日より、労働者は、自身の雇用を獲得または維持するための手数料を支払うことを要求されないものとします。労働者が、手数料または費用を直接支払うことを合法的に要求された場合、当該労働者は、雇用後できるかぎり速やかに、雇用の開始後 30 日以内に払い戻しを受けます。払い戻しに際しては、支払いに関する文書が提供されるものとなりますが、必ずしも払い戻しに必要ではない場合もあります。

A. 以下の求人およびサービスに関する手数料は、いかなる労働者（契約労働者、移住労働者、学生労働者、請負労働者、直接雇用される労働者、その他あらゆる種類の労働者を含む）によっても支払われません。

あらゆる種類または段階の求人応募、推薦、求人、採用、配属、および手続きに係る手数料（当該労働者の求人、選抜、採用、および配属に関連して発生する、代理人、副代理人、仲介者、または雇用者の営業費用、管理費用、間接費用を含む）。

B. 以下の求人およびサービスに関する費用は、**外国からの移住労働者**には支払われません。

1. 渡航前の手数料および費用。以下の項目を含みますが、これに限定されません：
 - 能力試験
 - 追加の証明書
 - 雇用者または法律により求められる健康診断／スクリーニング検査
 - 渡航前の研修またはオリエンテーション
 - 雇用機会にアクセスするために必要なその他の要件
2. 書類／許可書、および当該書類／許可書の取得に関連する費用：
 - 雇用獲得のために必要とされる、新しいパスポート／身分証明書（雇用維持のために必要な更新を含む）
 - ビザ（更新を含む）
 - 臨時雇用または居住の許可書（更新を含む）
 - 犯罪経歴証明手数料
 - 出生証明手数料
 - 素行善良証明手数料
3. 交通費および宿泊費（すべての税金および手数料を含む）：
 - 雇用の申し込みとその承諾後に発生する、出発国の自宅から出発港までの交通費および宿泊費
 - 出発国から到着港までの交通費
 - 到着港からサプライヤの施設または規定の宿泊施設までの交通費
 - 出入国手数料
 - 雇用開始後に異動を求められた場合の移転費用
 - 雇用終了時に従業員が母国に帰る際の交通費

4. 新任／入社関連費用。以下の項目を含みますが、これに限定されません：
 - 新規雇用者の研修またはオリエンテーション
 - 健康診断／スクリーニング検査
5. その他の法的要件。以下の項目を含みますが、これに限定されません：
 - 保証金または違約金（法定以外のものを含む）

II. 以下の費用は、労働者の契約に表示し、領収書または支払い記録が提供される場合に、当該労働者が支払う可能性があります。これらの費用には、金額を上乗せしてはなりません。

1. 面接の準備のための基礎的な費用（履歴書のコピー、写真、既存の書類および証明書のコピー、雑費等）
2. 雇用の最低要件（資格または証明等）を満たすための費用
3. 従業員による紛失、または従業員の責に帰すべき理由でのパスポートの交換。ビザ／許可書の交換（写真、書類の提供／複写等を含む）
4. 寄宿費および食事代（適正な市場価格で、かつ国際的な健康および安全基準を満たさなければならない）
5. 法律上、許容される賦課費用。ただし、比例配分により控除しなければなりません。労働者は、雇用の終了時に、甚だしい不法行為による解雇かどうかとは関係なく、いかなる賦課金の残高も請求されないものとします。

III. その他の初回および継続的な雇用に係る費用および手数料であって、業務関連の機器、ツール、および衣服に関するものはすべて、雇用者が負担するものとします。その他の費用が代理人、副代理人、または仲介者により追加され、当該費用が法律または雇用先により必要とされない場合、労働者は当該費用を支払う必要がないものとします。

IV. 契約終了と早期退職については、以下のとおり定めます。

1. 労働者が現地の法律に従って十分な通知期間を設けた場合、手数料は請求されません。
2. 労働者が十分な通知期間を設けなかった場合：
 - 労働者は、早期退職に係る法律上の罰則が科されない場合、最大で 1 ヶ月の賃金総額の 60 %を支払う可能性があります。
 - 労働者は、虐待または安全に対する脅威を理由に、十分な通知期間を設けることなく退職せざるを得なかった場合は、いかなる手数料も支払わないものとします。

V. 記載されていない手数料については、指針として「原則」を参照してください。

マトリックス

以下のマトリックスは、労働者が「支払ってはならない」手数料と、「支払う場合がある」手数料を示したものです。手数料について理解する助けとして利用してください。マトリックスは、労働者の状況、ならびに求人および採用手続きの段階に従って区分されています。記載されていない手数料については、指針として「原則」を参照してください。

- 手続きの段階：1 列目は、採用における 3 つの段階を示しています。すなわち、雇用の申し込みとその承諾がなされる前、雇用の申し込みとその承諾がなされた後、雇用の開始後です。
- 労働者の状況：一部の労働者は、勤務可能な状態で施設に出勤することを選択できます。従って、払い戻しがなされない費用（書類作成費、交通費等）が発生する可能性があります。こうした状況は、2 列目に表示されます。3 列目は、当社による求人活動がどこで開始されたかを表します。

マトリックス 1：労働者の状況、ならびに求人および採用手続きの段階に応じて、労働者が「支払ってはならない」とされる手数料。労働者は、セクション I.A に定める手数料、保証金、または違約金を決して支払ってはなりません。**太字**の項目は、2 種類の労働者の状況での違いを表します。

労働者は、以下の状況で記載された手数料（詳細は前述）を「支払ってはならない」	施設の所在国で労働者が開始（同国の国民であるか否かを問わない）	当社による求人を受けた、外国からの移住労働者または外国国民
雇用の申し込みとその承諾がなされる前	<ul style="list-style-type: none"> ● セクション I.A に記載された手数料（法定以外の手数料） ● スキルテスト、追加の証明書、健康診断/スクリーニング検査 	<ul style="list-style-type: none"> ● セクション I.A に記載された手数料（法定以外の手数料） ● スキルテスト、追加の証明書、健康診断/スクリーニング検査
雇用の申し込みとその承諾がなされた後	<ul style="list-style-type: none"> ● その他のスキルテスト、証明書、健康診断/スクリーニング検査 ● 渡航前の研修またはオリエンテーション ● 労働者が別の勤務地に異動することを求められた場合の、交通費および宿泊費ならびに手数料 ● その他の法的要件 	<ul style="list-style-type: none"> ● その他のスキルテスト、証明書、健康診断/スクリーニング検査 ● 渡航前の研修またはオリエンテーション ● 書類（パスポート、ビザを含む）/許可書/手数料および関連費用（雇用維持のための更新を含む） ● 自宅から施設まで、および雇用終了時に自宅に帰るまでの交通・宿泊費および手数料 ● その他の法的要件
雇用開始後	<ul style="list-style-type: none"> ● 新任/入社関連費用 ● その他の法的要件 ● 継続的な代理人管理費用 ● 異動を求められた場合の移転費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新任/入社関連費用 ● その他の法的要件 ● 継続的な代理人管理費用 ● 異動を求められた場合の移転費用

マトリックス 2：労働者の状況、ならびに求人および採用手続きの段階に応じて、労働者が「支払う場合のある」手数料。雇用者／施設は、これらの手数料を支払うことを選択できます。太字の項目は、2 種類の労働者の状況での違いを表します。

労働者は、以下の状況で、記載された手数料（詳細は前述）を「支払う場合がある」	施設の所在国で労働者が開始（同国の国民であるか否かを問わない）	当社による求人を受けた、外国からの移住労働者または外国国民
雇用の申し込みとその承諾がなされる前	<ul style="list-style-type: none"> ● 面接の準備のための基本的な費用（履歴書のコピー、写真、既存の書類および証明書のコピー、雑費等） ● 雇用の資格を満たすための費用 ● 交通費および宿泊費 ● パスポート／ビザ／居住許可書の初回取得費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 面接の準備のための基本的な費用（履歴書のコピー、写真、既存の書類および証明書のコピー等） ● 雇用の資格を満たすための費用 ● 交通費および宿泊費
雇用の申し込みとその承諾がなされた後	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員による紛失、または従業員の責に帰すべき理由でのパスポートの交換（ビザおよび許可書を含む） ● 交通費および宿泊費（労働者が別の勤務地に異動することを求められた場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員による紛失、または従業員の責に帰すべき理由でのパスポートの交換（ビザおよび許可書を含む）
雇用開始後	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄宿費／食事代（契約で明らかにされ、適正な市場価格であり、EICCの健康・安全基準を満たす場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄宿費／食事代（契約で明らかにされ、適正な市場価格であり、EICCの健康・安全基準を満たす場合）

EOR